

地域経済の活性化に関する提言

地域経済の活性化等を図るため、国は、次の事項について積極的な措置を講じられたい。

1. 強い経済を取り戻すため、長期にわたるデフレと景気低迷からの脱却を確実なものとし、需要の継続的拡大、新たな雇用の創出、投資の拡大、新規事業の展開などのチャレンジを促し、経済成長の更なる推進を図ること。

また、地域経済を支える中小企業・小規模事業者等の経営基盤強化に向けた支援措置の充実を図るとともに、都市自治体等が独自に実施する地域経済の振興策について財政支援措置を講じること。

2. 中小企業・小規模事業者等に対する支援

- (1) 厳しい景況下にある中小企業者・小規模事業者等を支援するため、セーフティネット保証制度の認定基準の緩和や小口零細企業保証制度の維持・拡大など、金融支援制度を充実すること。

また、企業の能力や地域資源を活用した取組に対する支援及び税制上の優遇措置を拡大すること。

なお、消費税増税の際には、景気対策等、中小企業・小規模事業者等への影響を考慮した支援を行うこと。

- (2) 伝統工芸品産業等の中小企業・小規模事業者等については、技術継承や後継者育成などの推進を図るとともに、将来に渡り事業を維持・発展させることができるよう、人的支援を含む総合的な財政支援措置を講じること。

3. 国内産業の流出防止、生産拠点の分散促進による地域経済の活性化や災害に強い国内産業体制を構築するため、産業団地の造成・再整備、企業誘致に対する支援体制の構築や財政支援措置を講じること。

また、企業立地が一層促進されるよう、企業立地及び進出環境の更なる改善を図ること。

4. 再生可能エネルギー等の開発及び導入の促進

- (1) 電力会社による再生可能エネルギーの受け入れ中断については、早期解決に必要な対策を講じること。
また、固定価格買取制度の運用については、都市自治体等に配慮した体制を整備すること。
 - (2) 再生可能エネルギー等の導入については、導入促進に必要な施策を充実するとともに、補助制度の拡充等、総合的な財政支援措置を講じること。
 - (3) 住宅用太陽光発電システム等、発電システムの導入に対する支援策を講じること。
 - (4) 公共施設等への再生可能エネルギーの導入を促進するため、関係法令等における規制緩和を行うこと。
 - (5) 新たなエネルギー資源として注目されている、メタンハイドレートの実用化を強力に推進すること。
5. 災害時においてもエネルギーを安定供給するために、必要な体制を整備するとともに、財政支援措置を講じること。
 6. 石油化学コンビナートの競争力の強化及び災害時における安全性の確保を図るため、必要な財政支援措置を講じること。
 7. 電源立地地域対策交付金等については、対象施設や地域の拡充を図るなど、弾力的に活用できるよう、制度の改善を行うこと。
なお、水力発電施設周辺地域交付金相当分は、交付限度額等の拡充、事務手続きの簡素化及び制度の恒久化を図ること。
 8. PPP／PFI事業の推進を図るとともに、必要な施策と財政支援措置を講じること。
 9. 軽油引取税に係る課税免除措置については、引き続き延長すること。
 10. 半島振興法については、法期限を延長するとともに、支援措置を拡充すること。
 11. 自転車競技法、小型自動車競走法における競輪・オートレースの場外車券売場の設置許可の条件に、地元自治体及び議会の同意を必須条件とするよう法改正すること。

12. 亜炭廃坑に起因する鉱害については、地域住民の安全な暮らしを確保し、将来の不安を解消するため、危険個所の調査や地盤強化等による陥没の予防など抜本的な対策を講じること。

13. 東日本大震災関係

(1) 被災地域の賑わいを取り戻し、地域の再活性化を図るため、復興に向け都市自治体が独自に実施する取組について必要な財政措置を講じること。

(2) 被災地域の経済の活性化を図るため、復興交付金を活用した産業用地の整備等については要件を緩和するなど、支援策を拡充すること。

また、復興特区支援利子補給金の対象業種の拡充等の要件緩和や、産学連携による取組を継続して支援するなど、被災地域の産業の復興・再生に必要な施策を充実すること。

(3) 再生可能エネルギー発電設備の導入支援制度の対象地域を特定被災区域の周辺地域にも拡大すること。